

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の研修に関する特例規程

平成16年4月1日  
規程第 60 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第33条に定める研修について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する教員（以下「教員」という。）にかかる特例を定めるものとする。

(研修の承認)

第2条 教員は、本学が命ずる研修のほか、本務の遂行に支障のない場合限り、自ら学長に申し出て、その承認を受けることにより、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(規程の実施に関し必要な事項)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。